

問題	解答	解説
第1問 問1	×	具体的な法律相談は、弁護士法に抵触する可能性があります。
問2	○	遺産分割についてのセミナーの開催及び一般的な法律解釈は、弁護士法に抵触しません。
問3	○	個別具体的な法律相談は、弁護士法に抵触する可能性があるため、注意が必要である。
問4	×	紛争性がある相続において、公正証書遺言の作成の助言を行うことは弁護士法に抵触する可能性があります。
問5	○	税務セミナーの開催は、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。
問6	×	一般的な税制の解説は、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。
問7	×	個別具体的な税額等の計算は、有償無償を問わず税理士法に抵触する可能性があります。
問8	×	相続登記の申請及びその相談に応じることは、有償無償を問わず司法書士法に抵触する可能性があります。
問9	○	個人情報保護法の対象者となる個人情報取扱事業者は、5,000人超の個人データベース等を常時所持している事業者となります。
問10	×	個人情報を基に業務を行う相続診断士は、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い管理をしなければいけません。
第2問 問11	×	失踪宣告により死亡とみなされる期間は、普通失踪で生死不明から7年間、特別失踪で危難が去った時から1年間である。
問12	×	相続の放棄は、各相続人が行えばよく、相続人全員で行う必要はありません。
問13	○	相続の限定承認は、相続人全員で行う必要があります。
問14	○	被相続人名義の預金を引き出し、支払いを行った場合、相続財産の処分行為と認定され、相続の放棄ができなくなることがあります。
問15	×	被相続人の配偶者がいないときは、第1順位の子のみが相続人となります。
問16	○	遺言書の改ざんは、相続欠格事由に該当し、相続人の資格を失います。
問17	×	積極財産のほか、保証債務のような消極財産も承継します。
問18	×	相続の放棄は、相続人全員で行う必要はありません。
問19	×	自筆証書遺言は、全文を自書する必要があります。
問20	○	遺言書の変更は、新たな遺言書の作成で可能です。
問21	×	兄弟姉妹に遺留分はありませんので、全財産を配偶者に遺贈する旨の遺言がある場合、兄弟姉妹は財産を取り戻すことはできません。
問22	×	相続開始前においては、相続の放棄はできません。
問23	○	事実婚の相手配偶者は、相続人ではありませんので、財産を渡したい場合には遺言書を作成しておく必要があります。
問24	×	包括的に割合を定めて遺産の分配方法を指定することも可能です。
問25	○	香典収入は相続税の課税対象にはなりません。(贈与税の課税対象にもなりません。)
問26	×	「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の評価減の特例」等の規定の適用を受けたことにより納付すべき相続税額がゼロとなる場合においても、相続税の申告書を提出する必要があります。
問27	○	$3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円$
問28	×	死亡保険金は、被相続人のみなし相続財産として、相続税の課税対象となります。
問29	○	保証債務は、保証債務を履行した場合に、求償権の行使により補てんされるという性質を有するため、確実な債務とはいえないことから相続税の計算上、控除することはできません。ただし、主たる債務者が弁済不能の状態にあり、かつ、求償権を行使しても弁済を受けられる見込みがない場合には、その弁済不能部分の金額については、控除することができます。
問30	×	相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産は、相続税の課税価格に加算されます。このとき、加算された財産について既に支払った贈与税額は相続税額から控除することができます。
第3問 問31	○	これから行う対策による効果を正確に把握するためにも、まずは現状の相続税額を把握しておきましょう。
問32	×	贈与税は相続税よりも累進率が高いですが、相続税の負担率を上回らないで範囲での贈与であれば、相続税対策として有効です。
問33	×	受贈者が未成年であっても、通帳を管理できる状態にあることが必要となります。年齢が小さくて自分では管理できないという場合には、親権者である親が管理できる状態にしておきましょう。
問34	○	非課税枠(500万円×法定相続人の数)を有効活用しましょう。
問35	×	贈与は契約行為の一種ですから、贈与契約書の作成が必要となります。
問36	○	孫への贈与は、基礎控除額(110万円)を使える対象が増えるほか、相続税の課税を1回減らすこととなるため有効です。
問37	×	相続時精算課税制度を利用して贈与した財産について、既に支払った贈与税額は相続税額から控除することができますので、二重課税にはなりません。

問題	解答	解説
問38	○	相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産は、相続税の課税価格に加算されます。このとき、加算された財産について既に支払った贈与税額は相続税額から控除することができます。
問39	○	贈与は契約行為の一種ですから、贈与契約書の作成が必要となります。
問40	×	未上場会社の株式の贈与にあたっては、株価を下げてから行う方が、税金的な負担が軽減されて有利となります。
第4問 問41	2	2.個別具体的な税額等の計算は、有償無償を問わず税理士法に抵触する可能性があります。
問42	3	3.個別具体的な税額等の計算は、有償無償を問わず税理士法に抵触する可能性があります。
問43	2	1. 代襲相続により相続人となった孫は、子の地位を引き継ぐため、第一順位となります。3. 直系尊属は第二順位の相続人となります。
問44	2	2. 相続放棄は、代襲原因とはなりませんので、相続放棄した者の子は代襲相続人とはなりません。
問45	2	2. 遺産分割協議は、相続人全員の同意により成立するため、財産を取得しない相続人であっても遺産分割協議書に署名押印する必要があります。
問46	3	1. 公正証書遺言は、公証人が遺言の内容を筆記しますので自筆である必要はありません。2. やむを得ない事情により、遺言者が外出をできない場合には、公証人が病院等に出張することが可能です。
問47	3	3. 相続人が配偶者と子の場合、相続人全体の遺留分は2分の1です。
問48	3	1.死因贈与も相続税の課税対象となります。
		2.乙が受け取った生命保険金は、甲のみなし相続財産として、相続税の課税対象となります。
問49	1	1.お墓や仏壇などの相続税の非課税財産に係る未払金、債務控除の対象となりません。
問50	2	2.相続時精算課税制度を利用した場合には、本制度を利用して贈与した財産が、相続時においても贈与時の時価で据え置かれることから、将来評価額が上昇しそうな財産の相続税対策としては有効になります。
問51	2	1.ゴルフ会員権は、課税時期の取引価格70%に相当する金額によって評価します。
		3.未上場会社の株式は、類似業種比準方式、純資産価額方式、前述2つの併用方式、配当還元方式のいずれかによって評価します。
問52	3	1.相続の放棄があった場合には、相続権はその放棄した者の子供には代襲しません。
		2.法定相続人の数に算入できるのは、普通養子の場合、①実子がいる場合には普通養子1名まで、②実子がいなかった場合には普通養子2名までと定められています。
問53	2	2.丙が受け取った生命保険金は、甲からのみなし贈与財産として、贈与税の課税対象となります。
問54	2	2.正しくは「受贈者一人あたり」です。
問55	1	1.正しくは「贈与年の1月1日において60歳以上」です。
第5問 問56	4	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子B、子Cです。ただし、子Bはすでに死亡しているため、孫Dが子Bを代襲して相続人となります。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子A、子C、孫Dは $1/3 \times 1/2 =$ 各 $1/6$ となります。
問57	2	本問における法定相続人は、配偶者乙、子B、子Cです。子Aは相続放棄をしているため、相続人にはならず、相続放棄は代襲原因でもないため、孫Dも相続人とはなりません。また、第一順位の子がいるため、父母や妹は相続人とはなりません。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子B、子Cは $1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/4$ となります。
問58	3	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子Cです。子Bは相続放棄をしているため、相続人にはなりません。子Aはすでに死亡しているため、孫D及びEが子Aを代襲して相続人となります。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子Cは $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、孫D、孫Eは、 $1/2 \times 1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/8$ となります。
問59	4	本問における法定相続人は配偶者、子A、子B、子C、子D、合計5名です。遺産に係る基礎控除額の計算において、相続放棄があった場合には、その放棄がなかったものとして法定相続人を判定することとされています。さらに、普通養子がいる場合には、①実子がいる場合には普通養子1名まで、②実子がいなかった場合には普通養子2名まで、法定相続人の数に算入できることとなっています。
問60	1	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子Bです。その遺留分は、配偶者乙 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、子A、子Bは $1/2 \times 1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/8$ です。父母は、第一順位の相続人の子がいるため相続人ではありません。したがって、遺留分もありません。